

令和7年4月酒々井町定例教育委員会会議 議事録

開催日 令和7年4月25日（金）

開催場所 役場西庁舎2階第1会議室

出席委員	教 育 長 林 洋子	教育長職務代理者	村重 浩二
	委 員 大塚 益子	委 員 大宮 綾子	

出席職員	教 育 次 長 越川 和章	参事兼生涯学習課長	伊藤 尚志
	こども課長 宮田 浩司	学校教育課長	榎本 泰之
	中央公民館長 堀越 邦子	学校給食センター所長	伊藤 雄三
	プリミエール酒々井館長 佐藤 高信	こども課主幹	坂本 康宏
	こども課副主査(書記) 高橋 秀和		

開会時刻 14:05

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長職務代理者の指名

日程第3 教育長報告

日程第4 議事

(1) 議案審議

議案第1号 酒々井町立公民館定期休館日の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(2) 報告事項

報告第1号 町議会提出議案に関する意見の申し出について
報告第2号 教育委員会事務局職員の異動について
報告第3号 酒々井町社会教育委員の委嘱について
報告第4号 後援申請の承認について
報告第5号 酒々井町学校施設再編・整備方針検討報告書について
報告第6号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
報告第7号 令和6年度酒々井町タイピング検定について
報告第8号 地域学校協働本部運営委員会委員の委嘱について
報告第9号 地域学校協働本部地域コーディネーターの委嘱について
報告第10号 地域学校協働活動推進員の委嘱について

日程第5 教育委員会事業報告

(1) 委員報告

(2) 事務局報告

日程第6 次回定例教育委員会会議開催日時

令和7年5月20日（火）午前9時 西庁舎2階第1会議室

閉会時刻 14:55

開会の宣告

林教育長

ただ今より、令和7年4月酒々井町定例教育委員会会議を開会いたします。

なお本日は、河端委員が私事都合により欠席するとの事前の届け出があり、それを受理しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により会議は成立しますので、ご報告いたします。

それでは、議事日程により会議を進めます。

日程第1 議事録署名委員の指名

林教育長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。大塚委員を指名させていただきます。よろしくお願いします。

日程第2 教育長職務代理者の指名

林教育長

日程第2、教育長職務代理者の指名を行います。教育長の職務代理者につきましては、村重委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

日程第3 教育長報告

林教育長

日程第3、教育長報告を行います。

4点報告します。

年度当初に当たり本年度の教育の方向性について報告します。本年度も「学力向上」・「意識改革」をキーワードに取り組んで参ります。その中の重点項目は不登校についてです。

何らかの理由によって学校に行けない児童生徒が全国で34万とも35万人とも言われ、今や「学びの多様化学校」が創立されるに至っています。ちなみに県内には7年度に2校が開校しました。我が酒々井町においても何らかの理由によって登校できない児童生徒がいます。年間30日以上欠席者は7年3月現在で57名です。理由は様々ですが、本来、安心出来る居場所であるべき学校に通いづらいと受け止めている子ども達や保護者がいます。学校に来れないというのは、これから先どのように人生を歩むのかを考えると、とても不安を感じております。入学や進級という新たな環境の変化と共に登校するきっかけを家庭や学校に作っていただくようお願いしています。更に新年度に当たり新たな不登校を生じさせないよう先生方をお願いする予定です。

2点目です。入学式について、春爛漫桜の満開の中、酒々井小51名、大室台小47名、酒々井中131名の合計229名が笑顔いっぱい入学されました。新入生が大きな返事・キラキラした笑顔で輝いていました。落ち着いた楽しい学校生活が送れるよう祈念すると共に学校教育の充実に努力して参ります。

3点目は読書活動についてです。

3月の定例教委にて第3次酒々井町子ども読書活動推進計画の策定について承認されました。読書は、豊かな感性を培い、社会性や人間性を育むものであることから、図書館では、家庭・地域・図書館・保育園・学校等あらゆる視点から子どもの読書に力を入れています。子ども達が読書の楽しさを知り、親しむ習慣を身につけさせることを目的に創意工夫を凝らし様々な事業に取り組

んでいます。その一環として前年度に貸し出し冊数の多かった町内在住の児童上位10名に「多読表彰」を授与しています。平成29年度より子どもの「読書週間記念事業」として実施し賞賛しています。今年度はなんと335冊を読んだ小学3年(8歳)女児が1位に輝きました。2位は、321冊の3歳男児です。表彰式は5月10日(土)に10時よりプリミエールにて図書館映画会と併せて開催されます。表彰された子どもたちにとって大きな励みになることと思います。また町民に広報することによって読書の関心を高め読書活動の推進が図れると期待しています。受賞者は子どものみですが図書館利用者全体での1位は町内在住89歳男性441冊でした。素晴らしい読書量です。

4点目は酒々井町タイピング検定についてです。

「令和の日本型学校教育」と言われてから久しくなりました。個別最適な学びと協働的な学びを充実させるために ICT 機器を活用することが必要不可欠になっています。1人1台の端末機が与えられ、これからの学習の基盤として重要視されています。今年度の学力学習状況検査において中学校の理科で CBT(試験をコンピューター上で行うこと)が導入されました。8年度には小学校にも導入される予定です。教育委員会では小学校3年生から年3回のタイピング検定を行っています。スピード感や正確性を念頭に、入力数の目標を決め子ども達は取り組んでいます。個人差はありますがメキメキと向上している様子が見られます。詳細については後ほど担当者から報告があります。

日程第4 議 事

(1) 議案審議

林教育長

日程第4、これより議事に入ります。本日の議事は、議案1件と報告事項10件です。

はじめに、議案第1号「酒々井町立公民館定期休館日の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局から説明願います。

堀越中央公民館長

議案第1号「酒々井町立公民館定期休館日の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

酒々井町立公民館定期休館日の特例に関する規則の一部を改正する規則を下記のとおり制定したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により議決を求めるものでございます。

3ページをご覧ください

公民館は、生涯学習推進の一環として通年利用できる施設となっておりますが、こちらの「酒々井町立公民館管理規則第4条第1項」により、休館日が定められており、この中の第2号により月曜日を定期休館日として定めております。

中段の「酒々井町立公民館定期休館日の特例に関する規則」第1条により、月曜日を開館できることとし、第2条第1項第2号の改正により、その期間を1年間延長しようとするものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

林教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか？

村重教育長職務代理者

新年度になり年度ごとに更新をする規則ですので、議案どおりで問題ないと考えます。

林教育長

他に質疑ありませんか？

(質疑なし)

林教育長

他にないようですので、これから採決を行います。

議案第1号「酒々井町立公民館定期休館日の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

林教育長

挙手全員です。したがって、議案第1号は可決されました。

(2) 報告事項

林教育長

次に報告第1号から報告第10号を一括議題とし、事務局から順次、説明願います。

宮田こども課長

報告第1号「町議会提出議案に関する意見の申し出について」

令和7年第3回町議会臨時会に提出の下記議案の教育に関する部分について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により町長より意見を求められ、酒々井町教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により臨時代理しましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

5ページをご覧ください。

教育費の歳出、7年度予算額11億3,513万4,000円に740万3,000円を増額しまして、11億4,253万7,000円となります。

詳細につきましては、こども課で行います、小中学校体育館にスポットクーラー、正式には移動式エアコンを設置するための電気工事を施す経費となります。

3月定例教育委員会会議後の委員協議会にて概ねスポットクーラーについてはご説明させていただきましたが、加えて、導入の方法等についてご説明させていただきます。

なお、機器に関する紹介資料をお配りしてございますので後ほどゆっくりご覧いただければと思います。

近年の夏季の猛暑による、学校の授業等に対する対応とともに有事の際には避難所となる学校体育館の機能強化という防災上の観点から千葉県地域防災力充実・強化補助金を活用し、くらし安全協働課にて機器の購入を行います。

各校2台ずつ計6台で、購入に係る費用は概ね1,000万円ほど、千葉県からの補助が1/2となります。

機器につきましては、例えば夏休み中は授業で使うことがない小学校の機器を夏休み中でも部活を行う中学校で使用するなど、移動式でありますので、各校間での運用も可能となります。

さらにエアコンでありますので、冬季は暖房に、また除湿機能も備えておりますので、日常的に1年を通じて利用可能な機器となっております。

先ほども申し上げたように、購入についてはくらし安全協働課で、設置に伴う電気工事については、学校施設の管理担当課であるこども課にて行う、ということでございます。

電気工事については、主にキュービクルから配電して分電盤及びブレーカーを設置、体育館内に専用のコンセントを4箇所ずつ設置するというのが主な工事の内容となります。

内訳として酒々井小が258万5,000円、大室台小が304万7,000円、酒々井中が177万1,000円で合計740万3,000円となっております。

キュービクルからの距離、配線の長さ等で金額に違いが生じておりますが、特に大室台小については、敷地の高低差によるところが大きく、キュービクルが地下にあるため床をくり抜いて配線する必要があったり、高所作業車が必要であったりすることで一番金額が高くなっております。

工事については、1校あたり3～4日程度の工期になると思われます。

スケジュールについては学校との調整が必要ですが、3校で概ね2週間程度の工事になるかと思います。

議会の議決を得たことで、すでに事務手続きについては進めておりますが機器購入の場合、受注生産となるので納入まで概ね2～3ヶ月と言われているため、1学期内での導入はかなり難しい状況ですが、出来るだけ早く、7月中の設置が出来ますよう準備を進めてまいります。

また歳入につきましては、歳出に予算を充てる分、教育費の歳入に財政調整基金から同額が措置されます。

事務的には企画財政課で行うことではありますが、ここに記載させていただきました。

以上でございます

報告第2号「教育委員会事務局職員の異動について」

令和7年4月1日付けの人事異動について、酒々井町教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

6ページ、7ページの会議資料の令和7年度人事異動者名簿に基づき、ご説明いたします。

まず、転出者ですが、6名が教育委員会から他部局に転出となりました。

次に、転入者ですが、先ほど会議前にご紹介させていただきました、6名でございます。

また、教育委員会内異動者ですが、6名となっております。

最後に退職者ですが、3名の方が退職されております。

8ページ、9ページに教育委員会事務局全体の職員の配置表を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。以上です。

伊藤参事兼生涯学習課長

報告第3号「酒々井町社会教育委員の委嘱について」

酒々井町社会教育委員条例第1条第2項の規定による令和7年度酒々井町社会教育委員の委嘱について、酒々井町教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、下記のとおり臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

こちらにつきましては、校長会に2名の推薦を依頼したところ、記載のとおり酒々井中学校長であります中村太一郎校長、酒々井小学校長であります會田悦久校長の推薦が4月8日にありましたので、任期を令和7年4月8日から令和9年3月31日までとして、臨時代理で委嘱しましたので報告いたします。

以上です。

宮田こども課長

報告第4号「後援申請の承認について」

酒々井町教育委員会行政組織規則第9条第1項第6号の規定により、下記のとおり各種行事の後援を専決したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

今回ご報告させていただく行事は、こちらに記載の3件となります。以上です。

報告第5号「酒々井町学校施設再編・整備方針検討報告書について」

令和6年度に実施した酒々井町学校施設のあり方検討会議について、酒々井町行政組織規則第7条第2項の規定により、別添「酒々井町学校施設再編・整備方針検討報告書」のとおり報告するものでございます。

これまで会議開催の都度、会議での様子はお伝えさせていただいておりましたが、児童生徒数の推計をはじめ、酒々井町を取り巻く現状と課題を洗い出し、今後、情報として町民、保護者へ向けて発信、アンケートを実施して意識の把握を行いながら、合意形成を図り方向性を導き出すこととなります。

会議の過程で、児童生徒数の推計をいたしました。報告書3ページにありますように、2025年から2030年の間に小学校で単学級が生じる可能性があります。

今回の会議の中でも特にスポットが当たったテーマであります。

人口の減少、児童生徒数の減少に伴う、学校施設の適正規模・適正配置というものが全国の自治体での大きな課題であります。施設の老朽化に伴う施設の維持管理が根本にあります。

児童生徒の安全な学校生活のためにも、できるだけ早く改修に手を付けなければならないことを大前提に事務を進めてまいります。

以上です。

榎本学校教育課長

報告第6号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」

酒々井町立小学校及び中学校管理規則第5条の規定により、下記の者を学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に委嘱したので、酒々井町行政組織規則第7条第2項の規定により報告するものでございます。

一覧表をご覧ください。任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

今回、変更した方についてご説明いたします。

まずはじめに、3校共通になりますが、学校医として、野本耳鼻咽喉科の野本達夫先生に代わりまして、国際医療福祉大学成田病院の野口佳裕先生に委嘱いたします。

また、酒々井中学校の学校医につきましては、前田幸輝先生に代わりまして、千葉しずい病院の五十嵐成英先生に委嘱いたします。

その他につきましては、前回からの継続となっております。

以上でございます。

報告第7号「令和6年度酒々井町タイピング検定について」

令和7年2月に実施した令和6年度第3回酒々井町タイピング検定について、酒々井町教育行政組織規則第7条第2項の規定により、別添のとおり報告するものでございます。

酒々井町タイピング検定は、酒々井町の児童生徒のタイピング能力の実態を把握するとともに、児童生徒のタイピング能力の向上を目指すことを目的に実施しております。今回は、令和6年度第3回酒々井町タイピング検定の結果についての報告となります。

酒々井町タイピング検定の目標としましては、小学校卒業時に1分間にミス入力なく73文字以上入力できる能力（レベルB-）、中学校卒業時に1分間にミス入力なく124文字以上入力できる能力（レベルA-）を目指しております。

検定期間を設け、その期間に何度でも検定にチャレンジし得ることとし、一番良かった成績をその児童生徒のタイピング能力を見取ることとしております。

学校全体の結果を見ますと、小学校卒業時の目標を達成している児童は約77%、中学校卒業時の目標を達成している生徒は約60%となっております。

このタイピング検定は、酒々井町ならではの取組となっており、特色ある教育活動のひとつとして実施しております。令和7年度につきましても、タイピング検定を実施し、児童生徒のタイピング能力の向上を図っていきたいと考えています。

ご報告は以上でございます。

伊藤参事兼生涯学習課長

報告第8号「地域学校協働本部運営委員会委員の委嘱について」

酒々井町地域学校協働本部設置要綱第3条第1項の規定により、下記の者を地域学校協

働本部運営委員会委員として委嘱したので、酒々井町教育委員会行政組織規則第7条第2項の規定により報告するものでございます。

委員につきましては、保護者と学校職員について異動または辞任して変わっており、その他の方は継続して委嘱をしております。任期につきましては令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

続きまして、16ページをお願いいたします。

報告第9号「地域学校協働本部地域コーディネーターの委嘱について」

酒々井町地域学校協働本部設置要綱第5条第2項の規定により、下記の者を地域コーディネーターとして委嘱したので酒々井町教育委員会行政規則第7条第2項の規定により報告するものでございます。

コーディネーターにつきましては、前年と同様に継続して委嘱をさせていただいております。任期につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

続きまして、17ページをお願いいたします。

報告第10号「地域学校協働活動推進員の委嘱について」

酒々井町地域学校協働活動推進員設置要綱第5条第1項の規定により、下記の者を地域学校協働活動推進員として委嘱したので酒々井町教育委員会行政規則第7条第2項の規定により報告するものでございます。

活動推進員につきましても、前年と同様に令和7年4月1日から令和8年3月31日までとして委嘱をさせていただきました。

以上です。

林教育長

以上で事務局の説明は終了しました。

ご意見、ご質問等があればお願いします。

大塚委員

報告第6号について、寄藤先生が酒々井小学校の学校医の内科として記載されていますが、皮膚科の先生かと思います。内科という扱いでよろしいのでしょうか。

榎本学校教育課長

この場で即答できませんので、お調べして後日回答いたします。

堀越中央公民館長

昨年度、学校教育課で業務を担当しておりましたので回答いたします。

確かに寄藤先生は、しすい皮膚科の先生で皮膚科専門医ではありますが、内科の方もみていただけるということです。平成21年頃から内科担当の学校医としてご尽力いただいております。以上です。

村重教育長職務代理者

報告第7号で、タイピング検定を行っていることを初めて知りましたが、いつから始まったのでしょうか、また学期毎に1回年3回行っているのでしょうか。

榎本学校教育課長

タイピング検定は、学期毎に計3回行っております。何年度から行っているかどうかは後ほど確認しまして報告させていただきます。

林教育長

私の記憶ですと平成27年から始まり、当初実施回数は2回でしたが、児童生徒が練習に励んでいることから現在は3回に増やしているかと思います。小学校2年生のお子さんが1本あるいは2本の指でタイピングしていたのを小学校3年生になってローマ字の授業を前倒しし、タイピングの授業を推進していった結果、ものすごい勢いでできるようになったことを、お便りを見て感じております。

大塚委員

報告第1号のスポットクーラーの件ですが、他課と協力して設置できるようになり、喜ばしく思います。よろしくお願いします。

林教育長

他にご意見、ご質問等はございませんか？
(意見、質問等なし)

林教育長

他にないようですので、以上で日程第4「議事」を終わります。

日程第5 教育委員会事業報告

(1) 委員報告

林教育長

日程第5、教育委員会事業報告に入ります。教育長・教育委員の活動報告は18ページの資料のとおりです。

続いて、委員の皆さんから報告をお願いします。

村重教育長職務代理者

特にありません。

(2) 事務局報告

林教育長

次に、事務局報告をお願いします。

宮田こども課長

今回の報告につきましては、各課等、3月定例教育委員会会議での報告と重複いたしますので今会議での報告は省略とさせていただきたいと思います。以上です。

林教育長

事務局からの報告が終わりました。
ご意見、ご質問等があればお願いします。
(意見、質問等なし)

林教育長

特にご意見、ご質問等ないので、これで日程第5、教育委員会事業報告を終わります。

日程第6 次回定例教育委員会会議開催日時

林教育長

続きまして、日程第6「次回定例教育委員会会議開催日時」を事務局から説明願います。

宮田こども課長

次回会議の予定でございますが、令和7年5月20日(火)午前9時から役場西庁舎2階第1会議室で予定させていただいております。なお、同日午後より千葉県教育委員会連絡協議会の定期総会が流山市で開催されることとなっております。以上でございます。

林教育長

事務局から説明がありましたとおり、次回会議は5月20日(火)午前9時から開催することによろしいですか。

(全員了承)

林教育長

それでは、そのように決定いたしました。

閉会の宣告

林教育長

以上をもちまして、令和7年4月酒々井町定例教育委員会会議を閉会いたします。

(14:55)

議事録署名 教育長

委 員

議事録作成職員

こども課